

35 学部・予科・専門部授業料増額にともなう学則改正の件
認可
〔昭和十八年四月〕

(注記2)	
東專一号	定決裁
四月十六日	文書課長
(辰原)	印
發送	4月22日
起案者	(小島)
印	

(注記1)

昭和十八年三月二十日起案

(注記3)

事務官

(齋藤)

(望月)

(清水)

監理課長

(岡木)

(池田)

専門教育局長

(永井)

(久住)

次官

(菊池)

(清水)

(福田)

学則中変更認可ノ件

案ノ一

中央大学設立者

財団法人中央大学

(注記4)

昭和十七年十二月二十一日附申請学則中変更ノ件認可ス
年 三月三十日 文部 大臣

案ノ二

中央大学専門部設立者

財団法人中央大学

(下 札)

昭和十七年十二月二十一日附申請學則中變更ノ件認可ス

年 三月三十日 文部 大臣

(備考)

一、大学學則中變更要點

授業料其ノ他ヲ左ノ通り増額ス

受 験 料	現 行	改 正	増 額
追再試験料 <small>一科目 総額</small>	五〇	一〇三	五二
授業料 昼間部	一三〇	一八〇	五〇
授業料 夜間部	一一〇	一五〇	四〇
大学院 攻 究 科	六六	一二〇	五四
同 特 選 給 費 額	三〇円以上 七五円以内	七五円以内	四〇
予科授業料第一(昼)	一一〇	一五〇	四〇
予科授業料第一(夜)	一〇〇	一二〇	二〇
予科追再試験料 <small>一科目 総額</small>	五一	一〇二	五一
給 費 年 額	三〇〇円以内	五〇〇円以内	二〇〇
貸 費 年 額	三〇〇円以内	五〇〇円以内	二〇〇

二、専門部學則中變更要點

授業料其ノ他ヲ左ノ通り増額ス

編 入 学 受 験 料	現 行	改 正	増 額
編 入 学 受 験 料	五〇	一〇〇	五〇
入 学 受 験 料	三	五	二
入 学 料	三	五	二
授業料 昼間部	一〇〇	一五〇	五〇
授業料 夜間部	七七	一二〇	四三
給 費 年 額	三〇〇円以内	五〇〇円以内	二〇〇
貸 費 年 額	三〇〇円以内	五〇〇円以内	二〇〇
研究科 授業料	五五	一〇〇	四五

三、改正學則ハ昭和十八年二月一日ヨリ適用ス但シ現ニ在學スル者ニ対シテハ従前ノ規定ニ依ル

四、理由

昭和十六年度ニ於テハ學生生徒數多カリシ為經常収支相償ヒ剰余モ生ジタルガ定員嚴守ノ結果昭和十七年度ヨリ生徒數漸減スルコトナリ又予科二年制度トナルニ伴フ定員減ヲ生ズベク其ノ上修業年限臨時短縮ノ期間ハ授業料ヲ減額徴収スルヲ以テ本年度以降授業料収入ハ減少シ、一面支出ハ教員給ノ自然増給及物価騰貴ニ依ル物件費ノ増加ニ依リ經費ハ必然的ニ増嵩ヲ來セリ。

従ツテ經常収支ノ剰余無キノミナラズ積立金ノ如キモ減額セザルヲ得ズ必要經費ノ支弁ノミハ確保セザルベカラザルヲ以テ此ノ際授業料其ノ他ヲ増額シ収支ノ均衡ヲ計ラントスルモノナリ。

授業料増加額ハ五〇円ニシテ一見高(抹消)(加筆)感ズルモ改正額ハ他ノ大学ニ比シテ未ダ低ク又新入學生ヨリ適用スルモノナルヲ以テ前記財政上ノ理由モアリ特ニ之ヲ認メントスルモノナリ。

(注記6)

文部大臣 橋田邦彦殿

昭和十七年十二月二十一日

中央大学学長 林 頼三郎 印

(注記5)

学則改正ニ関スル件

(注記8) 左案ノ通り学則改正致度候条御認可相成度候也

中央大学学則中改正案

- 一、第十三条中「金五円」ヲ「金十円」ニ改ム
- 二、第二十四条第二項中「金一円」ヲ「金三元」ニ改メ「五科目以上ナルトキハ受験料金五円ヲ納ムヘシ」トアルヲ「但シ総額金十円ヲ超ユルコトナシ」ニ改ム
- 三、第三十二条中「金百三十円」ヲ「金百八十円」ニ「金百十円」ヲ「金百五十円」ニ改メ期納額ヲ左ノ通り改ム

昼間部

夜間部

- 第一期 四月 金七十円 金六十円
- 第二期 九月 金六十円 金五十円
- 第三期 一月 金五十円 金四十円
- 四、第四十二条中「金六十六円」ヲ「金百二十円」ニ改ム
- 五、第四十三条第二項中「金三十円以上」ヲ削ル
- 六、第五十一条第二項中「金一円」ヲ「金二円」ニ改メ「五科目以上ナルトキハ受験料金五円ヲ納ムヘシ」トアルヲ「但シ総額金十円ヲ超ユルコトナシ」ニ改ム
- 七、第五十五条中「金百十円」ヲ「金百五十円」ニ「金百円」ヲ「金百二十円」ニ改メ期納額ヲ左ノ通り改ム

第一予科

第二予科

- 第一期 四月 金六十円 金五十円
- 第二期 九月 金五十円 金四十円

第三期 一月 金四十円 金三十円

八、第五十八条中「金三百円以内」ヲ「金五百円」ニ改ム

九、第六十条中「金三百円」ヲ「金五百円」ニ改ム

十、附則ニ左ノ一項ヲ加フ

本則改正ハ昭和十八年二月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ本則改正施行ノ際現在スル学生、生徒ノ授業料、攻究料ハ従前ノ規程ニ依ル予科ヲ修了シ学部ニ入学スル者ニ付テハ改正額ニ依ル

理由

学校ノ経費ハ日支事変以來物価ノ騰貴ニ伴ヒ物件費ノ増加著シキモノアルト共ニ教職員ノ待遇モ亦之ヲ改善スルノ必要ニ迫ラレ事変ノ当初ニ於テ其ノ俸給約一割ヲ増額シ其ノ後更ニ定期進級ヲ速進シ増給ヲ為シツツアルモ尚社会一般ノ経済情勢ニ伴ハサルモノアリ旁々近キ将来ニ於テ一段ノ改善ヲ為ササルヲ得サル情況ニ在リテ年々支出ノ増加ヲ来シツツアリ然ルニ先般臨時措置トシテ学部予科及各専門部ノ修業年限ヲ短縮セラレ卒業期ノ繰上ヲ為シタル結果各卒業期学生生徒ノ授業料ハ年額四分ノ一徴収不能トナリ本学各定員数ヲ基準トスルモ約十数万円ノ減収ヲ生セリ又來学年ヨリ予科ヲ二学年制度ト為スモノトセハ更ニ一学年ヲ短縮スルコトトナルヲ以テ一学年ノ授業料収入減約五万円ヲ生ス 尚全般ヲ通シ從來長年月ニ亘リ黙許セラレ居リタル約一、二割ノ定員超過ハ之ヲ許サレサルコトト相成リタル結果亦相当多額ノ収入減少ヲ来ス可ク殊ニ新入学者数ニ付テハ

第一学年ヲ標準トセラレタル為メ本学ニ付從來多年ノ統計ニ徴セハ少クトモ全体ノ定員數ヨリハ昼夜ヲ通シ約二割内外ノ減員トナル計算ナルヲ以テ一、二年ノ後ニ於テハ支出ノ増加ト収入ノ減少トニ因リ収支ノ均衡ヲ保ツコト能ハサル狀況ニ立至ル可ク加之時局ニ伴ヒ教練及体練等ノ強化ハ此ノ方面ニ於ケル人員數ノ増加及物的設備ノ充實ヲ要スルモノアリ学生生徒ノ保健施設等亦一層ノ改善ヲ要スルモノアリテ此等ノ方面ニ於ケル經費ノ増加ニ付テモ予メ充分ノ考慮ヲ払ハサル可カラサル次第ト思料ス 從來本学ニ於テハ質実剛健ノ伝統精神ニ則リ財団法人經營者タル理事、監事ハ凡テ無給奉仕トナシ其ノ他法人經費ハ極力之ヲ節約シ法人ノ基礎ヲ強固ナラシメ學校施設ノ改善ヲ計ルト共ニ学生生徒ノ負担ヲ輕少ナラシムル趣旨ニテ其ノ經營ヲ為シ來リタルモ現在一般經濟情勢ニ於テハ世間篤志者ヨリノ寄附行為ヲ求ムルコト頗ル困難ナル事情モ有之旁々此ノ際遺憾ナガラ授業料等ヲ増額シ漸時収支ノ均衡ヲ図リ以テ緊急ヲ要スル各種改善施設ノ費ニ充テントスルモノナリ

又入學試験料ノ増額ハ之レニ依リ合格ノ能力ナキニ拘ラス万一ヲ僥倖シテ受験セントスル者ヲ防止スルノ趣旨ニ出テ給費生ニ對スル給費額及貸費生ニ對スル貸費額ノ増額ハ物価ノ騰貴ニ伴フ臨機ノ処置ニ出ツルモノトス

昭和十七年十二月二十一日

中央大学専門部代表 林 頼三郎 印

文部大臣 橋田邦彦殿

学則改正ニ関スル件

左案ノ通り専門部学則改正致度候ニ付御認可相成度候也

中央大学専門部学則中改正案

- 一、第九条中「金五円」ヲ「金十円」ニ改ム
- 二、第十一条中「金三元」ヲ「金五円」ニ改ム
- 三、第二十九条中「金三元」ヲ「金五円」ニ改ム
- 四、第三十条中「金百円」ヲ「金百五十円」ニ「金七十七円」ヲ「金百二十円」ニ改メ期納額ヲ左ノ通り改ム

昼間部 夜間部

- | | | |
|------------------------------------|-------|------|
| 第一期 四月 | 金六十円 | 金五十円 |
| 第二期 九月 | 金五十円 | 金四十円 |
| 第三期 一月 | 金四十円 | 金三十円 |
| 五、第三十六条中「金三百円以内」ヲ「金五百円」ニ改ム | | |
| 六、第三十八条中「金三百円」ヲ「金五百円」ニ改ム | | |
| 七、第五十三条中「金五十五円」ヲ「金百円」ニ改メ期納額ヲ左ノ通り改ム | | |
| 第一期 四月 | 金四十円 | |
| 第二期 九月 | 金三十五円 | |
| 第三期 一月 | 金二十五円 | |
| 八、附則ニ左ノ一項ヲ加フ | | |

本則改正ハ昭和十八年二月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ本則

改正施行ノ際現在スル生徒ノ授業料ハ従前ノ規程ニ依ル

(表紙)

中央大学学則 大学部
大学予科
専門部

(加筆)
(参照)

〔中央大学校舎〕写真・〔創立五十周年記念講堂〕写真省略

中央大学学則

第一章 総 則

第一条 大学ハ法学、経済学、政治学、商学ニ関スル學術ノ理論及ヒ応用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攻究セシムルヲ以テ目的トス

第二条 大学ニ法学、経済学、商学ノ三学部及ヒ大学院ヲ設ケ

予科ヲ附置ス

第三条 学部ハ昼間部、夜間部ノ二部ニ別ツ

予科ハ昼間部、夜間部ノ二部ニ別チ昼間部ヲ第一予科トシ夜

間部ヲ第二予科トス

第四条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第五条 休業日ハ左ノ通トス但シ必要アリト認ムルトキハ臨時

休業スルコトアルヘシ

四月一日ヨリ十五日ニ至ル

七月十六日ヨリ九月十日ニ至ル

十二月二十六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

日曜日

大祭祝日

大学記念日(七月八日)

第六条 学部ニ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ

合格シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

転学ニ因リテ学部ニ中途ニ入学シタル者ニシテ其ノ属スル学

年以後ノ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目ノ全部ノ試験ニ合

格シタル者ハ前項ニ定メタル所定ノ期間在学シ且其ノ配当科

目全部ノ試験ニ合格シタルモノト看做ス

第十条ノ規定ニ依リテ修学シタル随意科目ノ試験ニ合格シタ

ル者ニハ請求ニ依リ其ノ科目ノ合格証明書ヲ交付ス

第七条 学部ヲ卒業シ卒業証書ヲ授与セラレタル者ハ其ノ学部

ニ從ヒ法学士、経済学士、商学士ト称スルコトヲ得

第二章 学 部

第八条 学部ノ修学期間ヲ三学年トス

第一節 学科課程

第九条 各学部ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間数左ノ如シ

第一 法学部

科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	科目	授業時間	科目	授業時間	科目	授業時間
必修科目	憲法	二	行政法総論	二	行政法各論	二
	民法総論	三	物権法第二部	二	手形法	二
	物権法第一部	二	債権各論	三	保険法	二
	債権総論	三	相続法	二	海商法	二
	親族法	二	商行為法	二	民事訴訟法第六編以下	二
	刑法総論	三	会社法	二	民事演習	二
	経済学	二	刑法各論	二	刑事演習	二
	外国法(英)	六	民事訴訟法第一編	二	外国法(英)	四
			民事訴訟法第二編乃至第五編	二		
			刑事訴訟法	三		
			刑事演習	二		
			刑事演習	二		
			外国法(英)	四		
選択科目	法制史	二	国際公法	二	法律哲学(法律学史ヲ含ム)	二
	社会学	二	刑事政策	二	国際私法(共通法ヲ含ム)	二
	法制史	二	破産法(和議法ヲ含ム)	二		

必修科目中外国法ハ入学ノ始ニ於テ英法、独法ノ一ヲ指定シ届出ツルコトヲ要ス

第二 経済学部

科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	科目	授業時間	科目	授業時間	科目	授業時間
必修科目	経済原論	四	経済学史	二	工業政策	二
	経済史	二	銀行論	二	交通政策	二
	経済地理	二	農業政策	二	社会政策	二
	貨幣論	二	商業政策	二	財政学	二
	統計学	二	政治史及外交史	四	東洋経済事情	二
	植民政策	二	財政学	二	保険学	二
	簿記原理	二	西洋経済事情	二	政治学	二
	外国語経済書(英又ハ独)	四	経済演習	二	経済演習	二
	社会学	二	外国語経済書(英又ハ独)	二	外国語経済書(英又ハ独)	二
	憲法	二	民法(債権)	二	商法(海商)	二
	民法(物権)	四	商法(総則・会社)	四		

選択科目ハ学年ノ始ニ於テ第一学年第二学年ハ一科目、第三学年ハ二科目ヲ選択シテ届出ツルコトヲ要ス

随意科目 (選択科目中自己ノ選択セサル科目及経済学部、商学部ノ各科目ハ第十条ニ依リ随意科目トシテ修学スルコトヲ得)

科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	科目	授業時間	科目	授業時間	科目	授業時間
必修科目	経済原論	四	経済学史	二	工業政策	二
	経済史	二	銀行論	二	交通政策	二
	経済地理	二	農業政策	二	社会政策	二
	貨幣論	二	商業政策	二	財政学	二
	統計学	二	政治史及外交史	四	東洋経済事情	二
	植民政策	二	財政学	二	保険学	二
	簿記原理	二	西洋経済事情	二	政治学	二
	外国語経済書(英又ハ独)	四	経済演習	二	経済演習	二
	社会学	二	外国語経済書(英又ハ独)	二	外国語経済書(英又ハ独)	二
	憲法	二	民法(債権)	二	商法(海商)	二
	民法(物権)	四	商法(総則・会社)	四		

選 択 科 目	配給組織論	二	取 引 所 論	二	信 託 論	一
	日本経済史	二	会 計 学	二	経済団体論	二
	経 営 学	二	応 用 簿 記	二	国際経済論	二
	仏蘭西語経済書	二	外国為替及関税	二	経済統制論	二
	哲 学	二	仏蘭西語経済書	二	仏蘭西語経済書	二
<small>選 択 科 目 ハ 学 年 ノ 始 ニ 於 テ 一 科 目 ヲ 選 択 シ テ 届 出 ツ ル コ ト ヲ 要 ス</small>						
<small>随 意 科 目 (選 択 科 目 中 自 己 ノ 選 択 セ サ ル 科 目 及 法 学 部 、 商 学 部 ノ 各 科 目 ハ 第 十 条 ニ 依 リ 随 意 科 目 ト シ テ 修 学 ス ル コ ト ヲ 得)</small>						
倫 理 学 (東 洋)	二	倫 理 学 (西 洋)	二	経 済 時 事 問 題 研 究	二	
人 口 問 題	一	行 政 法 総 論	二	行 政 法 各 論	二	
親 族 法	二	相 続 法	二			
刑 法	二	国 際 公 法	二			
<small>高 等 学 校 高 等 科 教 員 無 試 験 檢 定 希 望 者 ハ 行 政 法 (総 論、各 論)、親 族 法、相 続 法 及 刑 法 ヲ 必 ス 履 修 ス ヘ シ</small>						

第三 商学部

必 修 科 目	第一 学 年	簿 記 原 理	二	会 計 学	二	工 業 会 計	二
	第二 学 年	商 業 数 学	二	銀 行 会 計	二	会 計 監 査	一
	第三 学 年	經 営 学	二	予 算 統 制	一	經 営 分 析	一
		配 給 組 織 論	二	商 品 学	二	經 営 事 務 管 理	一
科 目	授 業 時 間 毎 週	科 目	授 業 時 間 毎 週	科 目	授 業 時 間 毎 週	科 目	授 業 時 間 毎 週

選 択 科 目	交 通 論	二	外 国 為 替 及 関 税	二	貿 易 実 務	二
	經 済 原 論	二	取 引 所 論	二	保 險 学	二
	貨 幣 論	二	商 業 政 策	二	財 政 学	二
	統 計 学	二	銀 行 論	二	演 習 (經 済 会 社 業 營 計)	二
	商 業 英 語	二	演 習 (經 済 会 社 業 營 計)	二	商 業 英 語	二
	憲 法	二	商 法 (海 商)	二		
	民 法 (総 則)	四	商 法 (債 權)	二		
			商 法 (社 商 行 為)	四		
	選 択 科 目		英 書 講 読	二	第 一 類	
			英 書 講 読	二	第 一 類	
			經 济 地 理	二	應 用 簿 記	二
			經 济 史	二	倉 庫 經 營 論	一
			東 洋 經 济 事 情	二	廣 告 論	一
			植 民 政 策	二	景 気 変 動 論	一
					商 業 史	二
					西 洋 經 济 事 情	二
					工 業 政 策	二
					交 通 政 策	二
					社 会 政 策	二
					信 託 論	一
					国 際 經 济 論	二
					戰 時 金 融	二
					經 济 統 制 論	二

選 択 科 目 ハ 学 年 ノ 始 ニ 於 テ 第 一 学 年 ハ 一 科 目、第 二 学 年 ハ 二 科 目、

第三学年ハ第一類ヨリ一科目第二類ヨリ二科目ヲ選択シテ届出ルコトヲ要ス、但シ一時間単位ノ科目ハ各学年一科目ニ限ル

随 意 科 目 (選択科目中自己ノ選択セサル科目及法學部、經濟學部ノ科目ハ第十條ニ依リ随意科目トシテ修學スルコトヲ得)

倫理學(東洋)	二	倫理學(西洋)	二	經濟時事問題研究	二
社會學	二	行政法總論	二	行政法各論	二
親族法	二	相 統 法	二	工業所(特許專用新案)有權法(及商標ヲ含ム)	二
刑 法	二	二 国 際 公 法	二		
外國語經濟書(獨又)	二	外國語經濟書(獨又)	二		

高等学校高等科教員無試験檢定希望者ハ行政法(總論、各論)、親族法、相統法、刑法及經濟史ヲ必ス履修スヘシ

第十條 学年ノ始ニ於テ關係學部長ノ許可ヲ受ケ其ノ學部又ハ他ノ學部ニ屬スル授業ヲ随意科目トシテ修學スルコトヲ得

第二節 入学、休學、退學及ヒ除名

第十一條 入学ヲ許可スヘキ者左ノ如シ

- 一 予科卒業者
- 二 高等科卒業者又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等ノ學力アリト認メタル者
- 三 旧大學部卒業者及ヒ專門部卒業者但シ大正七年文部省令第三号第二條第二号ニ依リ指定セラレタル者ニ限ル
- 四 同等學校ノ予科卒業者及ヒ專門學校卒業者但シ大正七年文部省令第三号第二條第三号ニ依リ指定セラレタル者ニ限ル

第十二條 同等學校ニ於テ第二學年以上ニ在學シ轉學スル者ハ

相当ノ學年ニ編入スルコトヲ得但シ學科課程中他ノ大學ニ於テ修了セサル科目アルトキハ其ノ科目ニ限り試験ヲ行フ

第十三條 入学ノ許可ヲ請フ者ハ入学申込書ニ履歷書ヲ添

ヘ差出スヘシ但シ試験ヲ要スル場合ニハ同時ニ受験料金(五)

(加筆・朱書)
(十)円ヲ納ムヘシ

第十四條 入學期ハ學年ノ始トス但シ第十二條第二十二條第二項又ハ第二十三條ノ規定ニ依リテ轉學又ハ再入學スル者ハ此ノ限ニ在ラス

第十五條 入學ノ許可ヲ得タルトキハ直ニ保證人ト連署シテ在學証ヲ差出スヘシ

第十六條 保證人ハ成年人者ニシテ東京市又ハ其ノ隣接市町村内ニ於テ獨立ノ生計ヲ立ツルモノナルコトヲ要ス

保證人ハ本人在學中ニ係ル一切ノ事項ニ付其ノ責ニ任スヘキモノトス

第十七條 保證人死亡シ又ハ前條ノ要件ヲ欠キタルトキハ遲滞ナク之ヲ改定シ更ニ在學証ヲ差出スヘシ保證人ノ變更アリタルトキ亦同シ

保證人住所又ハ氏名ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ届出ツヘシ

第十八條 疾病其ノ他止ムヲ得サル事故ニ因リ滿二箇月以上修學スルコト能ハサルトキハ其ノ事實ヲ証スル書面ヲ添附シ保證人連署ノ上其ノ許可ヲ受ケ當該學年間休學スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ休學シタル者休學ノ事由止ミタルトキハ保證人連署ノ上許可ヲ受ケ原級ニ入り修學スルコトヲ得

第十九条 給費生、貸費生ハ休学ノ月ヨリ其ノ資格ヲ失フ

第二十条 陸軍、海軍ノ現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ其ノ

期間第十八条ニ準シテ休学シ満期後直ニ原級ニ復スルコトヲ得

第二十一条 疾病其ノ他ノ事故ニ因リ退学セントスル者ハ保証人連署ノ上届出ツヘシ

第二十二条 左ニ掲クル者ハ学籍ヨリ除名ス

一 学業劣等又ハ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ成業ノ見込ナシト認メタル者

二 出席常ナラサル者

三 何等ノ事由ヲ以テスルニ拘ラス引続キ一個年間缺席シ又ハ正当ノ理由ナク一個月以上缺席シタル者

第二十三条ノ規定ハ前項ニ依リテ除名セラレタル者ニ之ヲ準用ス

第二十三条 第七十五条、第七十六条ノ規定ニ依リ退学処分ヲ受ケタル者四個月以上ヲ経過シ改悛ノ情顯著ナルモノト認め

タルトキハ特ニ再入学ヲ許スコトアルヘシ

第三節 試 験

第二十四条 試験ハ学年ノ終又ハ授業ヲ終リタル際之ヲ行フ

必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ヲ行フ、追試験又ハ再試験

ヲ受クル者ハ一科目ニ付受験料金壹円ヲ納ムヘシ、(抹消)
(加筆・朱書)
 以上ナルトキハ受験料金五円ヲ納ムヘシ(但シ総額金十円ヲ

超ユルコトナシ)

第二十五条 試験ノ方法ハ筆記又ハ口述トス

第二十六条 試験ノ成績ハ各科目ニ付甲、乙、丙ヲ以テ表示シ

甲、乙ヲ合格トシ丙ヲ不合格トス

第二十七条 授業ヲ受ケタル科目ニ非サレハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

休学シタル者ハ其ノ学年ニ属スル試験ヲ受クルコトヲ得ス但シ第二十条ニ定メタル休学者ハ此ノ限ニ在ラス

第十八条第二項ニ該当スル者ハ其ノ休学取消ノ承認ヲ得テ試験ヲ受クルコトヲ得

第二十八条 或科目ニ付三箇年以内ニ試験ニ合格セサル者ハ全部合格ニ至ルマテ在学スルコトヲ得但シ六箇年ヲ超ユルコトヲ得ス、試験ヲ受ケスシテ在学スル者亦同シ

在学六箇年ニ満ツル者其ノ最後ノ学年試験ノ追試験又ハ再試験ヲ受ケムトスルトキハ許可ヲ受ケ前項但書ノ規定ニ拘ラス

其ノ追試験又ハ再試験ノ施行ヲ終ル迄ノ期間在学スルコトヲ得

第十二条ノ規定ニ依リテ入学シタル者ニ付テハ其ノ入学シタル日ニ至ル迄ニ要スヘカリシ期間在学シタルモノトシテ其ノ

在学期間ヲ計算ス

第二十二條又ハ第二十三条ノ規定ニ依リテ再入学シタル者ニ付テハ其ノ除名中又ハ退学中ニ属スル期間ニ其ノ在学期間ニ

通算ス但シ学年ノ始ニ於テ第一学年ニ入学シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十九条 随意科目ノ試験ハ希望アル場合ニ限り之ヲ行フ

第三十条 試験ハ授業料ヲ完納シ且必要ナル受験料ヲ納付シタ

ル者ニ非サレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

第四節 学 費

第三十一条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学科トシテ金五円ヲ

納ムヘシ

第三十二条 授業料ハ一学年昼間部ハ金百(三)(八)拾円夜間部

ハ金百(拾)(五)(十)円トシ左ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ

昼間部

夜間部

第一期 四月

金(五)(七)十円

金(四)(六)十円

第二期 九月

金(五)(六)十円

金(四)(五)十円

第三期 一月

金(三)(五)十円

金(三)(四)十円

第三十三条 学年ノ中途ニ入学シ又ハ退学スル者ハ特ニ入学前

及ヒ退学後ノ授業料ヲ免除ス

休学中ハ授業料ヲ免除ス

第三十四条 在学中ハ闕席シタルトキト雖モ授業料ヲ免除セス

第三十五条 納付シタル授業料ハ返付セス

第三章 大学院

第三十六条 入学期ハ学年ノ始トス但シ時宜ニ因リ臨時入学ヲ

許スコトアルヘシ

第三十七条 大学卒業者ニシテ大学院ニ入ラント欲スルモノハ

特ニ研究事項ヲ具シ其ノ許可ヲ受クヘシ

他ノ大学卒業者ニシテ大学院ニ入ラント欲スルモノハ前項ノ

入学願書ニ学業履歴書ヲ添附シ当該学部ノ検定ヲ受ケ合格ス

ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ検定料トシテ金十円ヲ納ムヘ

シ

第三十八条 学長ハ学生ヲ指導スル教員ヲ選定スヘシ

第三十九条 学長ハ学生ノ為メ特ニ講義ヲ開キ特別研究ヲ為サ

シムルコトアルヘシ

学長ノ許可ヲ受ケ学生ハ各学部ノ講義演習等ニ出席スルコト

ヲ得

第四十条 学生ハ学年ノ終ニ於テ其ノ攻究ノ状況及ヒ成績ヲ記

載シタル報告書ヲ指導教員ヲ經テ学長ニ差出スヘシ

第四十一条 二年以上修学シタル者ハ其ノ攻究シタル学課ニ付

卒業論文ヲ提出シテ学位ヲ請求スルコトヲ得

第四十二条 学生ハ攻究料トシテ学年ノ始又ハ入学ノ際ニ於テ

一学年金(六)(十)(六)(百)(一)(十)円ヲ納ムヘシ

第四十三条 学長ハ学生ノ学力優秀心身健全ナル者ヲ銓衡シ特

選給費学生ト為スコトヲ得

特選給費学生ニハ二年以内月額(抹消)金三十円以上(金)七十五円以

内ノ学費ヲ給与ス但シ学長ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキ

ハ年限ヲ延長スルコトヲ得

特選給費学生ハ学長ノ許可ヲ得スシテ他ノ業務ニ就クコトヲ

得ス

学長ハ特選給費学生其ノ地位ニ適セサル事実アリト認ムルト

キハ之ヲ免スルコトヲ得

特選給費学生ニハ第四十二条ノ規定ヲ適用セス

第四十四条 第十五条乃至第二十三条第三十三条第一項及ヒ第

三十五条ノ規定ハ之ヲ大学院学生ニ準用ス

第四章 予 科

第四十五条 第一予科ノ修学期間ヲ三学年トシ第二予科ノ修学期間ヲ二学年トス

予科ヲ卒業シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

第一節 学科課程

第四十六条 予科ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間数左ノ如シ

第一予科

科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	科目	毎週授業時間数	科目	毎週授業時間数	科目	毎週授業時間数
修身	一	一	一	一	一	一
国語、漢文	六	五	五	五	五	五
第一外国語(英若ハ独)	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
第二外国語(英、独)	(二)	(二)	(二)	(二)	(二)	(二)
歴史	五	五	五	五	五	五
地理	二	二	二	二	二	二
数学	二	二	二	二	二	二
自然科学	二	二	二	二	二	二
体育	二	二	二	二	二	二

第二外国語ハ随意科目トス

第二予科

科目	第一学年		第二学年	
	科目	毎週授業時間数	科目	毎週授業時間数
修身	一	一	一	一
国語、漢文	五	五	五	五
第一外国語(英若ハ独)	一〇	一〇	一〇	一〇
第二外国語(英、独、仏)	(二)	(二)	(二)	(二)
歴史	五	五	五	五
心理、論理	二	二	二	二
数学	一	一	一	一
自然科学	二	二	二	二
体育	二	二	二	二

第二外国語ハ随意科目トス

第二節 入学、休学、退学及ヒ除名

第四十七条 入学ヲ許可スヘキ者左ノ如シ但シ外国人ニシテ之

ニ相当スル学歴ヲ有スル者ハ第一予科ニアリテハ中学校四年終了程度第二予科ニアリテハ中学校卒業程度ノ試験検定ノ上之ヲ許可ス

第一予科

- 一 中学校四学年修了者
- 二 高等学校尋常科修了者
- 三 高等学校高等科入学資格試験合格者
- 四 専門学校入学者検定期程ニ依ル試験検定合格者

五 文部大臣ニ於テ高等学校高等科ノ入学ニ関シ検定シタル者

六 文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

第二予科

一 中学校卒業者

二 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者

三 文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

第四十八条 左ノ各号ノ一ニ該当シ第一予科第一学年科目ノ試験ニ合格シタル者ハ第一予科第二学年ニ入学スルコトヲ得

一 中学校卒業者

二 高等学校高等科一学年修了者

三 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者

四 文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

第四十九条 入学期ハ学年ノ始トス但シ補欠トシテ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第五十条 第十二条乃至第二十三条ノ規定ハ之ヲ予科学生ニ準用ス

第三節 試験

第五十一条 試験ハ学年ノ終又ハ臨時之ヲ行フ

必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ヲ行フ追試験又ハ再試験ヲ受クル者ハ一科目ニ付受験料金^(抹消)〔^(加筆・朱書)二〕^(抹消)円ヲ納ムヘシ^(抹消)〔^(加筆・朱書)五〕科

目以上ナルトキハ受験料金五円ヲ納ムヘシ^(加筆・朱書)〔^(抹消)但シ総額金十円ヲ超ユルコトナシ〕

第五十二条 試験ノ成績ハ各科目ニ付優、良、可、不可ヲ以テ表示シ優、良、可ヲ合格トシ不可ヲ不合格トス

第五十三条 配当科目ノ全部ニ合格スルニ非サレハ進級スルコトヲ得ス

不合格ノ科目総科目ノ三分ノ一ニ達セサルトキハ教員会ノ銓衡ニ依リ前項ノ規定ニ拘ラス仮ニ進級セシムルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ不合格ノ科目ニ付再試験ヲ受ケ合格スルコトヲ要ス

引続キ二回進級セサル者ハ退学ヲ命スルコトアルヘシ

第四節 学費

第五十四条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学科トシテ金五円ヲ納ムヘシ

第五十五条 授業料ハ一学年第一予科ハ金百拾円第二予科ハ金百円トシ左ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ但シ特別ノ事情アル者ニ限り月割分納ヲ許スコトアルヘシ

	第一予科	第二予科
第一期 四月	金 ^(抹消) 〔 ^(加筆・朱書) 四〕 ^(抹消) 〔 ^(加筆・朱書) 六〕 ^(抹消) 十円	金 ^(抹消) 〔 ^(加筆・朱書) 三十五〕 ^(抹消) 〔 ^(加筆・朱書) 五十〕 ^(抹消) 円
第二期 九月	金 ^(抹消) 〔 ^(加筆・朱書) 四〕 ^(抹消) 〔 ^(加筆・朱書) 五〕 ^(抹消) 十円	金 ^(抹消) 〔 ^(加筆・朱書) 三十五〕 ^(抹消) 〔 ^(加筆・朱書) 四十〕 ^(抹消) 円
第三期 一月	金 ^(抹消) 〔 ^(加筆・朱書) 三〕 ^(抹消) 〔 ^(加筆・朱書) 四〕 ^(抹消) 十円	金三十円

第五十六条 第三十条及ヒ第三十三条乃至第三十五条ノ規定ハ之ヲ予科学生ニ適用ス

第五章 給費生及ヒ特待生

第五十七条 学長ハ大学及ヒ予科学生中學術優等品行方正ナル

者ヲ銓衡シ給費生又ハ特待生ト為スコトヲ得

第五十八条 給費生ニハ当該学年年間額金^(抹消)(^{加筆・朱書})^(抹消)〔三〕〔五〕百円〔以内〕

ノ学資ヲ給与シ特待生ニハ当該学年年間授業料ヲ免除ス

第五十九条 給費生又ハ特待生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第六章 貸費生及ヒ留學生

第六十条 学長ハ大学及ヒ予科学生中學術優等品行方正ニシテ

学資支弁ノ途ナキモノヲ銓衡シ貸費生トシテ当該学年年間額金^(抹消)(^{加筆・朱書})〔三〕〔五〕百円以内ヲ貸与スルコトヲ得

第六十一条 貸費ニ関シ寄附者アルトキハ其ノ寄附者ノ指定ニ從フ

第六十二条 貸費生タラントスル者ハ其ノ事情ヲ具シタル願書ヲ差出スヘシ

第六十三条 貸費生タルノ許可ヲ得タル者ハ保証人二名ト連署シテ所定ノ証書ヲ差入ルヘシ

第六十四条 貸費生ニシテ卒業シタル者ハ卒業後一個年目ヨリ毎月貸費ヲ受ケタル半額以上ヲ月賦ヲ以テ返納スヘシ

第六十五条 貸費生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第六十六条 貸費生退学ヲ命セラレ、除名セラレ、貸費ヲ免セラレ又ハ退学シタルトキハ貸与金額ヲ即時ニ返納スヘシ但シ

疾病ノ為メ廢学シタル場合ニハ情状ニ依リ月賦返納ヲ許スコトアルヘシ

第六十七条 学長ハ卒業者中学力優秀ニシテ将来學術ノ蘊奥ヲ攻究セント欲スル者ヲ銓衡シ特ニ留學生トシテ学資ヲ貸与シ留學セシムルコトヲ得

留學生ニ関スル事項ハ其ノ都度之ヲ定ム

第七章 学生心得

第六十八条 登校スルトキハ必ス制服制帽洋服若クハ袴ヲ着ケ靴又ハ上草履ヲ用フヘシ

第六十九条 登校スルトキハ必ス学生証ヲ携帯スヘシ之ヲ携帯セサルトキハ退場ヲ命スルコトアルヘシ

第七十条 教場ニ於テハ靜肅ヲ旨トシ雜談、喫煙其ノ他粗暴ノ挙動アルヘカラス

第七十一条 授業中ハ退席スルコトヲ得ス、止ムヲ得サル事故アリテ退席セントスルトキハ教員ノ許可ヲ受クヘシ

第七十二条 氏名ヲ改称シ又ハ本籍住居等ヲ移轉シタルトキハ遲滞ナク届出ツヘシ

第七十三条 三日以上闕席セントスルトキハ必ス其ノ事由ヲ具シ保証人ト連署シテ届出ツヘシ但シ七日以上闕席スルトキハ証明書ヲ添附スルコトヲ要ス

第七十四条 闕席届出ノ日数ハ一個月ヲ超ユルヲ得ス若シ一個月ヲ超エ事由仍ホ止マサルトキハ其ノ都度必ス新ニ届出ヲ為スコトヲ要ス

第八章 懲 戒

第七十五条 学則又ハ校規ニ違反シ其ノ他不都合ノ行為アル者ハ情状ニ因リ停学又ハ退学ヲ命ス

第一項ノ規定ニ依リテ退学ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ同等学校ニ通知ス

第七十六条 品行不良改俊ノ見込ナキ者ハ退学ヲ命ス

第七十七条 前二条ノ規定ニ依リ停学又ハ退学ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ父兄及ヒ保証人ニ通知ス

附 則

一 本則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一 本則施行ノ際現ニ存スル第二学年及ヒ第三学年ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間數ハ其ノ第二学年ニ属スル学生ノ卒業スヘキ学年試験ヲ終ル迄仍ホ従前ノ規定ニ依ル

一 学部ノ第一学年又ハ第二学年ノ学生中昭和六年ニ施行シタル学年試験ニ於テ従前ノ規定第二十八条ニ依リ次ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得サルニ至リタル者ト雖モ本則施行後ニ於テハ次ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得但シ其ノ合格セザリシ科目ニ付テハ試験ヲ免除スルノ限ニ在ラス

一 本則改正ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一 本則施行ノ際現ニ存スル各学部第二学年並法学部第三学年ノ学生ハ従前ノ規程ニ依ル

一 本則改正ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現ニ存スル第二学年及第三学年ノ学生、生徒ハ従前ノ規程ニ依ル

一 本則改正ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現ニ存

スル第二学年及第三学年ノ学生生徒ハ従前ノ規程ニ依ル

〔^{〔加筆・朱書〕}〕 本則改正ハ昭和十八年二月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ本則

改正施行ノ際現在スル学生生徒^{〔抹消〕}〔^{〔加筆〕}〕^{〔抹消〕}授業料、攻究料ハ従前ノ規定ニ依ル予科ヲ修了シ学部ニ入学スル者ニ付テハ改正額ニ依ル

中央大学専門部学則

第一章 総 則

第一条 大学ニ専門部ヲ置ク専門部ハ法学、経済学、政治学、

第二条 専門部ニ法学、経済学、商学ノ三学科ヲ置キ学生ヲ正科生及ヒ別科生ノ二種ニ別ツ

第三条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四条 休業日ハ左ノ通トス但シ必要アリト認ムルトキハ臨時休業スルコトアルヘシ

四月一日ヨリ十五日ニ至ル

七月十六日ヨリ九月十日ニ至ル

十二月二十六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

日 曜 日

大 祭 祝 日

大学記念日(七月八日)

第五条 専門部ニ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験

ニ合格シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

転学其ノ他ニ因リテ中途ニ入学シタル者ニシテ其ノ属スル学年以後ノ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目ノ全部ノ試験ニ合格シタル者ハ前項ニ定メタル所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ合格シタルモノト看做ス

第二十七条ニ定メタル試験ニ合格シタル者ニハ請求ニ依リ其ノ科目ノ合格証明書ヲ交付ス

第六条 各学科ノ修学期間ヲ三学年トス

第二章 専門部

第一節 学科課程

第七条 各学科ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間左ノ如シ

第一 法学科

必修科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	科目	毎週授業時間数	科目	毎週授業時間数	科目	毎週授業時間数
修身	一		修身	一	修身	一
憲法	二		行政法総論	二	行政法各論	二
法学通論	二		物権法第二部	二	手形法	二
民法総論	三		債権各論	三	保険法	二
物権法第一部	二		相統法	二	海商法	二
債権総論	三		刑法各論	二	民事訴訟法第六編以下	二

親族法	二	商行為法	二	民法	二	刑事演習	三
刑法総論 (刑事政策ヲ含む)	三	会社法	二	刑事演習	二	刑訴法第一編	三
経済学	二	民法訴訟法第一編	二	刑訴法第二編	二	刑訴法第五編	六
論理・心理	二	民法訴訟法第二編	二	刑訴法第三編	二	刑訴法第四編	二
哲学概論	二	刑事訴訟法	三	刑訴法第五編	二	刑訴法第六編	二
外国語	六	民事演習	一	刑訴法第七編	二	刑訴法第八編	二
体操	二	刑事演習	一	刑訴法第九編	二	刑訴法第十編	二
外国語	四	外国語	二	刑訴法第十一編	二	刑訴法第十二編	二
夜間部ニハ体操ヲ実施セス		外国語	二	刑訴法第十三編	二	刑訴法第十四編	二
選択科目		外国語	二	刑訴法第十五編	二	刑訴法第十六編	二
法制史	二	国際公法	二	刑訴法第十七編	二	刑訴法第十八編	二
社会学	二	法制史	二	刑訴法第十九編	二	刑訴法第二十編	二
		法律史(法律史ヲ含む)	二	刑訴法第二十一編	二	刑訴法第二十二編	二
		法律史(法律史ヲ含む)	二	刑訴法第二十三編	二	刑訴法第二十四編	二
		法律史(法律史ヲ含む)	二	刑訴法第二十五編	二	刑訴法第二十六編	二
		法律史(法律史ヲ含む)	二	刑訴法第二十七編	二	刑訴法第二十八編	二
		法律史(法律史ヲ含む)	二	刑訴法第二十九編	二	刑訴法第三十編	二
		法律史(法律史ヲ含む)	二	刑訴法第三十一編	二	刑訴法第三十二編	二
		法律史(法律史ヲ含む)	二	刑訴法第三十三編	二	刑訴法第三十四編	二
		法律史(法律史ヲ含む)	二	刑訴法第三十五編	二	刑訴法第三十六編	二
		法律史(法律史ヲ含む)	二	刑訴法第三十七編	二	刑訴法第三十八編	二
		法律史(法律史ヲ含む)	二	刑訴法第三十九編	二	刑訴法第四十編	二
		法律史(法律史ヲ含む)	二	刑訴法第四十一編	二	刑訴法第四十二編	二
		法律史(法律史ヲ含む)	二	刑訴法第四十三編	二	刑訴法第四十四編	二
		法律史(法律史ヲ含む)	二	刑訴法第四十五編	二	刑訴法第四十六編	二
		法律史(法律史ヲ含む)	二	刑訴法第四十七編	二	刑訴法第四十八編	二
		法律史(法律史ヲ含む)	二	刑訴法第四十九編	二	刑訴法第五十編	二
		法律史(法律史ヲ含む)	二	刑訴法第五十一編	二	刑訴法第五十二編	二
		法律史(法律史ヲ含む)	二	刑訴法第五十三編	二	刑訴法第五十四編	二
		法律史(法律史ヲ含む)	二	刑訴法第五十五編	二	刑訴法第五十六編	二
		法律史(法律史ヲ含む)	二	刑訴法第五十七編	二	刑訴法第五十八編	二
		法律史(法律史ヲ含む)	二	刑訴法第五十九編	二	刑訴法第六十編	二
		法律史(法律史ヲ含む)	二	刑訴法第六十一編	二	刑訴法第六十二編	二
		法律史(法律史ヲ含む)	二	刑訴法第六十三編	二	刑訴法第六十四編	二
		法律史(法律史ヲ含む)	二	刑訴法第六十五編	二	刑訴法第六十六編	二
		法律史(法律史ヲ含む)	二	刑訴法第六十七編	二	刑訴法第六十八編	二
		法律史(法律史ヲ含む)	二	刑訴法第六十九編	二	刑訴法第七十編	二
		法律史(法律史ヲ含む)	二	刑訴法第七十一編	二	刑訴法第七十二編	二
		法律史(法律史ヲ含む)	二	刑訴法第七十三編	二	刑訴法第七十四編	二
		法律史(法律史ヲ含む)	二	刑訴法第七十五編	二	刑訴法第七十六編	二
		法律史(法律史ヲ含む)	二	刑訴法第七十七編	二	刑訴法第七十八編	二
		法律史(法律史ヲ含む)	二	刑訴法第七十九編	二	刑訴法第八十編	二
		法律史(法律史ヲ含む)	二	刑訴法第八十一編	二	刑訴法第八十二編	二
		法律史(法律史ヲ含む)	二	刑訴法第八十三編	二	刑訴法第八十四編	二
		法律史(法律史ヲ含む)	二	刑訴法第八十五編	二	刑訴法第八十六編	二
		法律史(法律史ヲ含む)	二	刑訴法第八十七編	二	刑訴法第八十八編	二
		法律史(法律史ヲ含む)	二	刑訴法第八十九編	二	刑訴法第九十編	二
		法律史(法律史ヲ含む)	二	刑訴法第九十一編	二	刑訴法第九十二編	二
		法律史(法律史ヲ含む)	二	刑訴法第九十三編	二	刑訴法第九十四編	二
		法律史(法律史ヲ含む)	二	刑訴法第九十五編	二	刑訴法第九十六編	二
		法律史(法律史ヲ含む)	二	刑訴法第九十七編	二	刑訴法第九十八編	二
		法律史(法律史ヲ含む)	二	刑訴法第九十九編	二	刑訴法第一百編	二
		法律史(法律史ヲ含む)	二	刑訴法第一百編	二	刑訴法第一百編	二

第二 経済学科

科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	科目	毎授業時間数	科目	毎授業時間数	科目	毎授業時間数
必修科目	修身	一	修身	一	修身	一
経済原論	二	二	経済学史	二	工業政策	二
経済史	二	二	銀行論	二	交通政策	二
経済地理	二	二	農業政策	二	社会政策	二
貨幣論	二	二	商業政策	二	財政学	二
統計学	二	二	外国為替及関税	二	保険学	二
簿記原理	二	二	植民政策	二	政治学	二
憲法	二	二	政治史	二	取引所論	二
法学通論	二	二	経営学	二	配給組織論	二
民法総則	二	二	応用簿記	二	経済統制論	二
物権法	四	二	行政法総論	二	会計学	二
論理・心理	二	二	債権法	四	行政法各論	二
哲学概論	二	二	商法(総則・会社・商行為)	四	商法(海商・手形)	二
英語	六	二	英語	六	英語	四
体操	二	二	体操	二	体操	二
夜間部ニハ体操ヲ実施セス						
随意科目						
親族法	二	二	相統法	二	社会学	二
刑法総論	三	二	刑法各論	二	国際公法	二

第三 商学科

科目	第一学年		第二学年		第三学年		
	科目	毎授業時間数	科目	毎授業時間数	科目	毎授業時間数	
必修科目	修身	一	修身	一	修身	一	
商業通論	二	二	銀行簿記	二	会計学	二	
商業簿記	三	二	経営学	二	原価計算及監査	二	
経済原論	二	二	商品学	二	貿易実務	二	
貨幣論	二	二	外国為替及関税	二	企業金融論	二	
統計学	二	二	銀行論	二	広告論	一	
経済地理	二	二	商業算術	二	取引所論	二	
商業英語	二	二	商業史	二	財政学	二	
憲法	二	二	商業政策	二	配給組織論	二	
法学通論	二	二	経済事情	二	保険学	二	
民法(総論・物権)	四	二	景気変動論	一	交通政策	二	
論理・心理	二	二	商業英語	二	珠算	二	
哲学概論	二	二	民法(債権)	二	商業英語	二	
英語	四	二	商法(総則・会社・商行為)	四	商法(海商・手形)	二	
体操	二	二	英語	四	英語	四	
夜間部ニハ体操ヲ実施セス							
外国語(英・支・独)			外国語(英・支・独)			工業概論	二
						外国語(英・支・独)	二

夜間部ニハ体操ヲ実施セス				
随意科目				
数	学	一教育	学	二教授法
外国語(英・支・独)	二	外国語(英・支・独)	二	工業概論
		外国語(英・支・独)	二	
第二学年ニ於ケル教育学及第三学年ニ於ケル教授法ハ実業教員志望者ニ限り必修トシテ之ヲ課ス				

第二節 入学、休学、退学及ヒ除名

第八条 入学ヲ許可スヘキ者ハ年齢十七年以上ノ男子トス

正科生ノ入学資格左ノ如シ 但シ外国人ニシテ之ニ相当スル学歴ヲ有スル者ハ中学校卒業程度ノ試験検定ノ上之ヲ許可ス

一 中学校卒業者

二 専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定合格証書ヲ有スル者

三 文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタル者

別科生ハ志願者ノ履歴ニ就キ銓衡ノ上入学ヲ許可ス但シ国語、漢文、数学又ハ英語ノ全部又ハ一部ニ付キ試験ヲ行フコトアルヘシ

第九条 第二学年以上ニ入学スルニハ前条ノ資格ヲ有シ且第一学年又ハ第二学年ノ配当科目ノ試験ニ合格スルコトヲ要ス但シ受験料ハ金(五)(十)円トス

第十条 同等学校ニ於テ第二学年以上ニ在学シ転学スル者ハ相

当ノ学年ニ編入スルコトヲ得但シ学科課程中他校ニ於テ修了セサル科目アルトキハ其ノ科目ニ限り試験ヲ行フヘシ

第十一条 入学ノ許可ヲ請フ者ハ入学申込書ニ履歴書ヲ添ヘ差出スヘシ但シ試験ヲ要スル場合ニハ同時ニ受験料金(二)(三)(抹消) (加筆・朱書) (五)円ヲ納ムヘシ

第十二条 正科生ノ入学期ハ学年ノ始トス但シ第十条、第二十条第二項又ハ第二十一条ノ規定ニ依リテ転学又ハ再入学スル者ハ此ノ限ニ在ラス

別科生ノ入学期ハ学年ノ始トス但シ隨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第十三条 入学ノ許可ヲ得タルトキハ直ニ保証人ト連署シテ在学証ヲ差出スヘシ

第十四条 保証人ハ成年者ニシテ東京市又ハ其ノ隣接市町村内ニ於テ独立ノ生計ヲ立ツルモノナルコトヲ要ス

保証人ハ本人在学中ニ係ル一切ノ事項ニ付其ノ責ニ任スヘキモノトス

第十五条 保証人死亡シ又ハ前条ノ要件ヲ欠キタルトキハ遅滞ナク之ヲ改定シ更ニ在学証ヲ差出スヘシ保証人ノ変更アリタルトキ亦同シ

保証人住所又ハ氏名ヲ変更シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ届出ツヘシ

第十六条 疾病其ノ他止ムヲ得サル事故ニ因リ滿二个月以上修学スルコト能ハサルトキハ其ノ事実ヲ証スル書面ヲ添附シ保証人連署ノ上其ノ許可ヲ受ケ当該学年間休学スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ休学シタル者休学ノ事由止ミタルトキハ保証人連署ノ上許可ヲ受ケ原級ニ入り修学スルコトヲ得

第十七条 給費生、貸費生ハ休学ノ月ヨリ其ノ資格ヲ失フ

第十八条 陸軍、海軍ノ現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ其ノ期間第十六条ニ準シテ休学シ満期後直ニ原級ニ復スルコトヲ得

第十九条 疾病其ノ他ノ事故ニ因リ退学セントスル者ハ保証人連署ノ上届出ツヘシ

第二十条 左ニ掲クル者ハ学籍ヨリ除名ス

一 学業劣等又ハ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ成業ノ見込ナシト認メタル者

二 出席常ナラサル者

三 何等ノ事由ヲ以テスルニ拘ラス引続キ一個年間缺席シ又ハ正当ノ事由ナク一個月以上缺席シタル者

第二十一条ノ規定ハ前項ニ依リテ除名セラレタル者ニ之ヲ準用ス

第二十一条 第六十五条又ハ第六十六条ノ規定ニ依リ退学処分ヲ受ケタル者四個月以上ヲ経過シ改悛ノ情顯著ナルモノト認メタルトキハ特ニ再入学ヲ許スコトアルヘシ

第三節 試 験

第二十二条 試験ハ学年ノ終又ハ授業ヲ終リタル際之ヲ行フ

必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ヲ行フ、追試験又ハ再試験ヲ受クル者ハ一科目ニ付受験料金一円ヲ納ムヘシ、五科目以上ナルトキハ受験料金五円ヲ納ムヘシ

第二十三条 試験ノ方法ハ筆記又ハ口述トス

第二十四条 試験ノ成績ハ各科目ニ付甲、乙、丙ヲ以テ表示シ

甲、乙ヲ合格トシ丙ヲ不合格トス

第二十五条 授業ヲ受ケタル科目ニアラサレハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

休業シタル者ハ其ノ学年ニ属スル試験ヲ受クルコトヲ得ス但シ第十八条ニ定メタル休学者ハ此ノ限ニ在ラス

第十六条第二項ニ該当スル者ハ其ノ休学取消ノ承認ヲ得テ試験ヲ受クルコトヲ得

第二十六条 或ル科目ニ付三箇年内ニ試験ニ合格セサル者ハ全部合格ニ至ル迄在学スルコトヲ得但シ六箇年ヲ超ユルコトヲ得ス試験ヲ受ケスシテ在学スル者亦同シ

在学六箇年ニ満ツル者其ノ最後ノ学年試験ノ追試験又ハ再試験ヲ受ケントスルトキハ許可ヲ受ケ前項但書ノ規定ニ拘ラス其ノ追試験又ハ再試験ノ施行ヲ終ル迄ノ期間在学スルコトヲ得

第十二条ノ規定ニ依リテ入学シタル者ニ付テハ其ノ入学シタル日ニ至ル迄ニ要スヘカリシ期間在学シタルモノトシテ其ノ在学期間ヲ計算ス

第二十条又ハ第二十一条ノ規定ニ依リテ再入学シタル者ニ付テハ其ノ除名中又ハ退学中ニ属スル期間ヲ其ノ在学期間ニ通算ス但シ学年ノ始ニ於テ第一学年ニ入学シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十七条 随意科目ノ試験ハ希望アル場合ニ限り之ヲ行フ

学年ノ始ニ於テ許可ヲ受ケ随意科目ヲ修学シタル者ニアラサレハ前項ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第二十八条 試験ハ授業料ヲ完納シ且必要ナル受験料ヲ納付シタル者ニアラサレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

第四節 学 費

第二十九条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学料トシテ金^(抹消)_(二二)^(加筆・朱書)
_{(五)円ヲ納ムヘシ}

第三十条 授業料ハ一学年昼間部ハ金百^(加筆・朱書)_{(五十)円、夜間部ハ金^(抹消)_{(七拾七)〔百二十〕円トシ左ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ}}

第一期	四月	金 ^(抹消) _(二十五) ^(加筆・朱書) _{(六十)円}	夜間部	金 ^(抹消) _(三十) ^(加筆・朱書) _{(五十)円}
第二期	九月	金 ^(抹消) _(二十五) ^(加筆・朱書) _{(五十)円}	昼間部	金 ^(抹消) _(三十) ^(加筆・朱書) _{(四十)円}
第三期	一月	金 ^(抹消) _(二十) ^(加筆・朱書) _{(四十)円}	夜間部	金 ^(抹消) _(十七) ^(加筆・朱書) _{(三十)円}

第三十一条 学年ノ中途ニ入学シ又ハ退学スル者ハ特ニ入学前及ヒ退学後ノ授業料ヲ免除ス休学中ハ授業料ヲ免除ス

第三十二条 在学中ハ闕席シタルトキト雖モ授業料ヲ免除セス

第三十三条 削除

第三十四条 納付シタル授業料ハ返付セス

第三十五条 学長ハ学生中學術優等品行方正ナル者ヲ銓衡シ給費生又ハ特待生ト為スコトヲ得

第三十六条 給費生ニハ当該学年間年額金^(抹消)_{(三三)〔五〕百円〔以內〕}^(加筆・朱書)
ノ学資ヲ給与シ特待生ニハ当該学年間授業料ヲ免除ス

第三十七条 給費生又ハ特待生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実

アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第六節 貸費生及ヒ留學生

第三十八条 学長ハ学生中學術優秀品行方正ニシテ学資支弁ノ途ナキ者ヲ銓衡シ貸費生トシテ当該学年間年額金^(抹消)_{(三三)〔五〕百円}^(加筆・朱書)
以內ヲ貸与スルコトヲ得

第三十九条 貸与ニ関シ寄附者アルトキハ其ノ寄附者ノ指定ニ從フ

第四十条 貸費生タラントスル者ハ其ノ事情ヲ具シタル願書ヲ差出スヘシ

第四十一条 貸費生タルノ許可ヲ得タル者ハ保証人二名ト連署シテ所定ノ証書ヲ差入ルヘシ

第四十二条 貸費生ニシテ卒業シタル者ハ卒業後一周年目ヨリ毎月貸費ヲ受ケタル半額以上ヲ月賦ヲ以テ返納スヘシ

第四十三条 貸費生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第四十四条 貸費生退学ヲ命セラレ、除名セラレ、貸費ヲ免セラレ又ハ退学シタルトキハ貸与金額ヲ即時ニ返納スヘシ但シ疾病ノ為メ廃学シタル場合ニハ情状ニ依リ月賦返納ヲ許スコトアルヘシ

第四十五条 学長ハ卒業者中学力優秀ニシテ将来學術ノ蘊奥ヲ研究セント欲スル者ヲ銓衡シ特ニ留學生トシテ学資ヲ貸与シ留學セシムルコトヲ得

留學生ニ関スル事項ハ其ノ都度之ヲ定ム

第三章 研究科

第四十六条 研究科ハ専門部ノ卒業者ニシテ既修ノ学科ニ付尚

ホ深邃ナル研究ヲ為サント欲スル者ノ為メニ之ヲ設ク

第四十七条 研究科ノ修業科目ハ左ノ十一科トシ各自志望ノ科

目ヲ専攻セシム

憲法 行政法 刑法 民法 商法

訴訟法 国際法 政治学 経済学 财政学

商業学

第四十八条 修業年限ハ一年以上三年トス

第四十九条 入学期ハ学年ノ始トス但シ臨時入学ヲ許スコトアル

ルヘシ

第五十条 研究科ハ専門部、旧英吉利法律学校、旧東京法学院

又ハ旧東京法学院大学ノ卒業者ニシテ学長ノ承認ヲ經タル者

ニ限り入学ヲ許ス但シ同等学校卒業者又ハ之ト同等以上ノ学

歴アル者ニ入学ヲ許スコトアルヘシ

第五十一条 削除

第五十二条 第十一条及ヒ第十三条乃至第二十一条ノ規定ハ之

ヲ研究科学生ニ準用ス

第五十三条 研究科ノ授業料ハ一個年金^(抹消)〔五十^(加筆・朱書)〕百^(抹消)円トシ左

ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ

第一期 四 月 (金^(抹消)〔二十^(加筆・朱書)〕四十^(抹消)円)

第二期 九 月 (金^(抹消)〔二十^(加筆・朱書)〕三十五^(抹消)円)

第三期 一 月 (金^(抹消)〔十五^(加筆・朱書)〕二十五^(抹消)円)

第三十一条第三十二条及第三十四条ノ規定ハ之ヲ前項ノ授業

料ニ準用ス

第五十四条 研究科学生ハ特ニ開ク講義ヲ聴聞スルノ外本大学

ノ指定セル指導者ニ從ヒ専攻ノ学科ヲ研究スルモノトス

研究科学生ハ任意ニ一般学生ノ為ニスル講義ヲ聴聞スルコト

ヲ得

第五十五条 研究科ノ卒業試験ハ論文試問トス但シ場合ニ依リ

更ニ口述試問ヲ為スコトアルヘシ

卒業論文ハ二人以上ノ指導者之ヲ此判ス

落第者ハ更ニ六ヶ月以上修業ノ後再ヒ試験ニ応スルコトヲ得

第五十六条 研究科ノ卒業試験ニ応セントスル者ハ受験料金ニ

十円ヲ納ムヘシ

第二十八条ノ規定ハ前項ノ試験ニ之ヲ準用ス

第五十七条 研究科ノ卒業試験ニ合格シタル者ニハ卒業證書ヲ

授与シ中央大学法律学士、中央大学経済学士、中央大学商業

学士ノ称号ヲ認許ス

第四章 学生心得

第五十八条 登校スルトキハ必ス制服制帽、洋服若クハ袴ヲ着

ケ靴又ハ上草履ヲ用ウヘシ

第五十九条 登校スルトキハ必ス学生証ヲ携帯スヘシ之ヲ携帯

セサルトキハ退場ヲ命スルコトアルヘシ

第六十条 教場ニ於テハ静肅ヲ旨トシ雑談、喫煙其ノ他粗暴ノ

挙動アルヘカラス

第六十一条 授業中ハ退席スルコトヲ得ス止ムヲ得サル事故ア

リテ退席セントスルトキハ教員ノ許可ヲ受クヘシ

第六十二条 氏名ヲ改称シ又ハ本籍住居等ヲ移転シタルトキハ
遅滞ナク届出ツヘシ

第六十三条 三日以上闕席セントスルトキハ必ス其ノ事由ヲ具
シ保証人ト連署シテ届出ツヘシ但シ七日以上闕席スルトキハ
証明書ヲ添附スルコトヲ要ス

第六十四条 闕席届出ノ日数ハ一個月ヲ超ユルヲ得ス若シ一個
月ヲ超エ事由尚ホ止マサルトキハ其ノ都度必ス新ニ届出ヲ為
スコトヲ要ス

第五章 懲 戒

第六十五条 学則又ハ校規ニ違反シ其ノ他不都合ノ行為アル者
ハ情状ニ因リ停学又ハ退学ヲ命ス

第一項ノ規定ニ依リテ退学ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ同等学
校ニ通知ス

第六十六条 品行不良改悛ノ見込ナキ者ハ退学ヲ命ス

第六十七条 前二条ノ規定ニ依リ停学又ハ退学ヲ命シタルトキ
ハ其ノ旨ヲ父兄及ヒ保証人ニ通知ス

附 則

一 本則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一 本則施行ノ際現ニ存スル第二学年及ヒ第三学年ノ学科課程
及ヒ其ノ配当ハ其ノ第二学年ニ属スル学生ノ卒業スヘキ学年
試験ヲ終ル迄仍ホ従前ノ規定ニ依ル

一 第一学年又ハ第二学年ノ学生中昭和六年ニ施行シタル学年

試験ニ於テ従前ノ規定第二十七条ニ依リ次ノ学年ノ試験ヲ受
クルコトヲ得サルニ至リタル者ト雖モ本則施行後ニ於テハ次
ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得但シ其ノ合格セザリシ科目ニ
付テハ試験ヲ免除スルノ限ニ在ラス

一 本則改正ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一 本則改正ノ際現ニ存スル各学科第二学年及第三学年ノ生徒
ハ従前ノ規程ニ依ル

一 本則改正ハ昭和十一年十二月十日ヨリ之ヲ施行ス但シ第五
十三条ハ昭和十一年四月以降入学シタル者ニ又第五十
七条ハ昭和十一年四月以降卒業シタル者ニ之ヲ適用ス

一 本則改正ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現ニ存
スル第二学年及第三学年ノ生徒ハ従前ノ規程ニ依ル

一 本則改正ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現ニ存
スル第二学年及第三学年ノ生徒ハ従前ノ規程ニ依ル

〔加筆・朱書〕
一、本則改正ハ昭和十八年二月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ本
則改正施行ノ際現在スル生徒ノ授業料ハ従前ノ規程ニ依
ル

〔裏表紙〕

東京市神田区駿河台三丁目九番地ノ四

昭和十六年一月 中 央 大 学

昭和十八年度以後授業料改正ニ依ル収支予定表

科目	十六年度 算度	十八年度 定度	十九年度 定度	二十年 定度
収入				
(一) 中央大学収入	一、六〇五、四四五円	一、一六八、八〇〇円 (加筆・朱書)	一、一六九、三〇〇円 (加筆・朱書)	一、三六四、三〇〇円 (加筆・朱書)
一 授業料	一、四〇五、六四六	一、〇六六、三〇〇 (加筆・朱書)	一、〇七二、八〇〇 (加筆・朱書)	一、〇一九、七〇〇 (加筆・朱書)
二 其他	一九九、九七九	一〇八、五〇〇 (加筆・朱書)	一、〇八六、三〇〇 (加筆・朱書)	一、一五九、三〇〇 (加筆・朱書)
(二) 財産収入	一三六、六六六	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇
(三) 雑収入	一七、八七五	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇
(四) 前年度繰越	三、七四二	—	—	—
合計	一、七五五、七七八 (加筆)	一、三三三、五八〇 (加筆・朱書)	一、四四七、三〇〇 (加筆・朱書)	一、五二二、三〇〇 (加筆・朱書)
支出				
(一) 校教員費	七〇八、六四四	七七九、八〇〇	八六六、〇〇〇	九四四、〇〇〇
一 職員給	三〇四、七七八	三六八、二〇〇	四五〇、〇〇〇	四四〇、〇〇〇
二 職員給	六六、九五九	七三、七〇〇	八二、〇〇〇	九〇、〇〇〇
三 諸給	三〇四、〇二四	三六、〇〇〇	四二、〇〇〇	四六、〇〇〇
四 備品費其他	二七三、六三三	二九九、九〇〇	三〇〇、〇〇〇	三三三、〇〇〇
(二) 財団諸費	一八、三三三	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇
(三) 補助費	六、三〇〇	六、三〇〇	六、三〇〇	六、三〇〇
(四) 予備費	七五、三三三	七五、〇〇〇	七五、〇〇〇	七五、〇〇〇
(五) 負債償還金	五、五〇〇	五、五〇〇	五、五〇〇	五、五〇〇
(六) 教職員退職手当	八、七〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇
(七) 営繕費	八七、五五六	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
(八) 不動産償却基金	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇 (加筆・朱書)	一五、〇〇〇 (加筆・朱書)	一五、〇〇〇 (加筆・朱書)
(九) 災害補填基金	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇 (加筆・朱書)	一〇、〇〇〇 (加筆・朱書)	一〇、〇〇〇 (加筆・朱書)
(十) 図書償却基金	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇 (加筆・朱書)	一〇、〇〇〇 (加筆・朱書)	一〇、〇〇〇 (加筆・朱書)

備考

十八年度以後授業料算出明細別紙ノ通り
(加筆・朱書)
〔赤書ハ旧制授業料推定額〕

(加筆・朱書)
〔十八年度以後支出推定額ハ旧制授業料ノ収入ニ基キ推定赤書セリ
但シ(一)乃至(七)ハ新旧同額ナルヲ以テ赤書ヲ省ク〕

(イ) 教職員退職基金	110,000	110,000
(ロ) 其他	375,699	1,135,600
合計	1,275,788	(加筆・朱書) 1,101,000

小計	110,000	1,135,600
大学(第一)	100,000	(加筆・朱書) 1,000,000
予科(第一)	10,000	(加筆・朱書) 130,000
小計	110,000	(加筆・朱書) 1,135,600

改正 授業料算出明細 (朱書)
(一)赤書(二)旧制授業料推算額

部 科	学 生 生 徒 数			授 業 料	
	一学年	二学年	三学年	単 価 円	徴 収 推 算 額 円
学 部(昼)	400	400	400	1,100	1,100,000
"	400	400	400	1,100	1,100,000
"	400	400	400	1,100	1,100,000
"	400	400	400	1,100	1,100,000
小 計	1,600	1,600	1,600	3,500	5,600,000
專 門 部(昼)	500	500	500	700	3,500,000
"	500	500	500	700	3,500,000
"	500	500	500	700	3,500,000
"	500	500	500	700	3,500,000
小 計	2,000	2,000	2,000	2,800	5,600,000
学 部(夜)	400	400	400	1,100	4,400,000
"	400	400	400	1,100	4,400,000
"	400	400	400	1,100	4,400,000
小 計	1,200	1,200	1,200	3,300	3,960,000
專 門 部(夜)	500	500	500	700	3,500,000
"	500	500	500	700	3,500,000
"	500	500	500	700	3,500,000
小 計	1,500	1,500	1,500	2,100	3,150,000
学 部(昼)	400	400	400	1,100	4,400,000
"	400	400	400	1,100	4,400,000
"	400	400	400	1,100	4,400,000
小 計	1,200	1,200	1,200	3,300	3,960,000
專 門 部(昼)	500	500	500	700	3,500,000
"	500	500	500	700	3,500,000
"	500	500	500	700	3,500,000
小 計	1,500	1,500	1,500	2,100	3,150,000

部 科	学 生 生 徒 数			授 業 料	
	一学年	二学年	三学年	単 価 円	徴 収 推 算 額 円
学 部(昼)	400	400	400	1,100	4,400,000
"	400	400	400	1,100	4,400,000
"	400	400	400	1,100	4,400,000
小 計	1,200	1,200	1,200	3,300	3,960,000
專 門 部(昼)	500	500	500	700	3,500,000
"	500	500	500	700	3,500,000
"	500	500	500	700	3,500,000
小 計	1,500	1,500	1,500	2,100	3,150,000
学 部(夜)	400	400	400	1,100	4,400,000
"	400	400	400	1,100	4,400,000
"	400	400	400	1,100	4,400,000
小 計	1,200	1,200	1,200	3,300	3,960,000
專 門 部(夜)	500	500	500	700	3,500,000
"	500	500	500	700	3,500,000
"	500	500	500	700	3,500,000
小 計	1,500	1,500	1,500	2,100	3,150,000
学 部(昼)	400	400	400	1,100	4,400,000
"	400	400	400	1,100	4,400,000
"	400	400	400	1,100	4,400,000
小 計	1,200	1,200	1,200	3,300	3,960,000
專 門 部(昼)	500	500	500	700	3,500,000
"	500	500	500	700	3,500,000
"	500	500	500	700	3,500,000
小 計	1,500	1,500	1,500	2,100	3,150,000

昭和十六年度中央大学收支決算

昭和十六年度中央大学收支決算

中央大学

科	予 算 額	決 算 額	増 減
第一項 中央大学収入	八六、三〇〇、〇〇	一、〇六五、四四五、〇〇	七九、一四五、〇〇
第二項 入 学 業 料	七三、九〇〇、〇〇	一、四四五、六四六、〇〇	六八三、七四六、〇〇
第三項 入 学 検 定 料	一五、〇〇〇、〇〇	二四、三三三、〇〇	九、三三三、〇〇
第四項 追 試 験 料	三〇、〇〇〇、〇〇	六五、〇〇五、〇〇	三五、〇〇五、〇〇
第五項 雑 入	一〇、〇〇〇、〇〇	一七、四九三、〇〇	七、四九三、〇〇
第二項 財 産 收 入	四九、四〇〇、〇〇	四三、三三〇、〇〇	四、〇七〇、〇〇
第一項 供 託 金 利 子	一〇、〇〇〇、〇〇	二八、六六六、五〇	一八、六六六、五〇
第二項 基本財産其他財産	三九、〇〇〇、〇〇	一四、六六三、五〇	二四、三三六、五〇
第三項 雑 收 入	八、〇〇〇、〇〇	一七、八二六、五〇	九、八二六、五〇
第四項 前年度繰越金	九四、四〇〇、〇〇	三、七四一、六六	三、七四一、六六
収入経常部計	九四、四〇〇、〇〇	一、七五五、七六八、八〇	八二一、四二八、五八

収入経常部

科 目

科 目	予 算 額	決 算 額	増 減
第一款 中央大学収入	八六、三〇〇、〇〇	一、〇六五、四四五、〇〇	七九、一四五、〇〇
第二項 入 学 業 料	七三、九〇〇、〇〇	一、四四五、六四六、〇〇	六八三、七四六、〇〇
第三項 入 学 検 定 料	一五、〇〇〇、〇〇	二四、三三三、〇〇	九、三三三、〇〇
第四項 追 試 験 料	三〇、〇〇〇、〇〇	六五、〇〇五、〇〇	三五、〇〇五、〇〇
第五項 雑 入	一〇、〇〇〇、〇〇	一七、四九三、〇〇	七、四九三、〇〇
第二項 財 産 收 入	四九、四〇〇、〇〇	四三、三三〇、〇〇	四、〇七〇、〇〇
第一項 供 託 金 利 子	一〇、〇〇〇、〇〇	二八、六六六、五〇	一八、六六六、五〇
第二項 基本財産其他財産	三九、〇〇〇、〇〇	一四、六六三、五〇	二四、三三六、五〇
第三項 雑 收 入	八、〇〇〇、〇〇	一七、八二六、五〇	九、八二六、五〇
第四項 前年度繰越金	九四、四〇〇、〇〇	三、七四一、六六	三、七四一、六六
収入経常部計	九四、四〇〇、〇〇	一、七五五、七六八、八〇	八二一、四二八、五八

収入臨時部

科 目	予 算 額	決 算 額	増 減
第一款 前年度剰余繰入金	五、〇〇〇、〇〇	〇	△五、〇〇〇、〇〇
第二款 一時借入金	二五、〇〇〇、〇〇	〇	△二五、〇〇〇、〇〇
収入臨時部計	三〇、〇〇〇、〇〇	〇	△三〇、〇〇〇、〇〇
収入合計	一二四、四〇〇、〇〇	一、七五五、七六八、八〇	五二一、四二八、五八

昭和二十年度

科	予 算 額	決 算 額	増 減
第一項 中央大学収入	八六、三〇〇、〇〇	一、〇六五、四四五、〇〇	七九、一四五、〇〇
第二項 入 学 業 料	七三、九〇〇、〇〇	一、四四五、六四六、〇〇	六八三、七四六、〇〇
第三項 入 学 検 定 料	一五、〇〇〇、〇〇	二四、三三三、〇〇	九、三三三、〇〇
第四項 追 試 験 料	三〇、〇〇〇、〇〇	六五、〇〇五、〇〇	三五、〇〇五、〇〇
第五項 雑 入	一〇、〇〇〇、〇〇	一七、四九三、〇〇	七、四九三、〇〇
第二項 財 産 收 入	四九、四〇〇、〇〇	四三、三三〇、〇〇	四、〇七〇、〇〇
第一項 供 託 金 利 子	一〇、〇〇〇、〇〇	二八、六六六、五〇	一八、六六六、五〇
第二項 基本財産其他財産	三九、〇〇〇、〇〇	一四、六六三、五〇	二四、三三六、五〇
第三項 雑 收 入	八、〇〇〇、〇〇	一七、八二六、五〇	九、八二六、五〇
第四項 前年度繰越金	九四、四〇〇、〇〇	三、七四一、六六	三、七四一、六六
収入経常部計	九四、四〇〇、〇〇	一、七五五、七六八、八〇	八二一、四二八、五八

〔表紙〕

〔表紙〕

支出經常部

科 目	予 算 額	決 算 額	増 減
第一款 中央大学校費	八三、一五〇、〇〇	七八、三三〇、三三	△二〇、四、七五
第一項 教 場 費	四三、三〇〇、〇〇	三〇、七六、七六	△一、四七、一、二四
第二項 給 料 費	六六、〇〇〇、〇〇	六六、九六、七六	九六、七六
第一日 事務員給	六六、〇〇〇、〇〇	六六、九六、七六	九六、七六
第三項 諸 給	三、〇〇〇、〇〇	三、〇〇〇、〇〇	〇
第一日 手 當	三、〇〇〇、〇〇	三、〇〇〇、〇〇	〇
第二日 諸 備 費	三、〇〇〇、〇〇	三、〇〇〇、〇〇	〇
第四項 備 品 費	三、〇〇〇、〇〇	三、〇〇〇、〇〇	〇
第一日 什器雜品費	一六、〇〇〇、〇〇	一六、〇〇〇、〇〇	〇
第二日 図 書 費	一五、〇〇〇、〇〇	一五、〇〇〇、〇〇	〇
第三日 診療器械費	一〇、〇〇〇、〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇	〇
第五項 消 耗 費	四六、〇〇〇、〇〇	五〇、〇三三、〇四	一、五三三、〇四
第一日 消耗品費	三三、〇〇〇、〇〇	三七、六三三、三三	二、四三三、三三
第二日 印 刷 費	一七、〇〇〇、〇〇	一八、一六、六六	一、一六六、六六
第三日 通信運搬費	五、〇〇〇、〇〇	四、二二七、〇二	△一、七七三、〇二
第六項 研 究 費	一〇、〇〇〇、〇〇	四、〇〇〇、〇〇	△六、〇〇〇、〇〇
第七項 生 徒 諸 費	一〇、〇〇〇、〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇	〇
第一日 奉公団補助費	四〇、〇〇〇、〇〇	四〇、〇〇〇、〇〇	〇
第二日 給費及貸費	三三、〇〇〇、〇〇	一六、一四〇、〇〇	△一六、八六〇、〇〇
第三日 教 練 費	一五、〇〇〇、〇〇	一五、〇〇〇、〇〇	〇
第四日 醫務衛生費	六、〇〇〇、〇〇	三、四四三、三三	△二、五五六、六七
第五日 其他諸費	三三、〇〇〇、〇〇	三三、七三三、九七	七三三、九七
第八項 修 補 費	三三、〇〇〇、〇〇	三三、四九、六五	△一、四九、六五
第九項 保 險 料	二、〇〇〇、〇〇	二、〇〇〇、〇〇	〇
第十項 雜 費	四六、〇〇〇、〇〇	四八、三三三、七三	二、三三三、七三
第二項 會 議 費	一八、〇〇〇、〇〇	一八、三三三、一七	三三三、一七
第一項 雜 支 出	七、〇〇〇、〇〇	七、二八、六四	二八、六四
第三項 補 助 費	六、〇〇〇、〇〇	一、一〇三、三三	△四、八九六、六七
第一項 法學新報社補助費	四、〇〇〇、〇〇	四、〇〇〇、〇〇	〇
第二項 經濟商業論纂補助費	二、〇〇〇、〇〇	一、五〇〇、〇〇	△五〇〇、〇〇

第四款 予 備 費	八六、三三〇、〇〇	七五、三三三、五〇	△一、〇〇六、五〇
支出 經常部 計	九三、八〇〇、〇〇	八〇、三三三、〇三	△一三、四六六、九七

支出臨時部

科 目	予 算 額	決 算 額	増 減
第一款 負債償還金	五、五〇〇、〇〇	五、五〇〇、〇〇	〇
第二款 教職員退職手当	一五、〇〇〇、〇〇	八、七〇〇、〇〇	△六、三〇〇、〇〇
第三款 營 繕 費	二〇〇、〇〇〇、〇〇	八七、五三六、三三	△一一二、四六三、六七
第一項 倉庫建設費	五、〇〇〇、〇〇	〇	△五、〇〇〇、〇〇
第二項 生徒宿舍建設費	三三、〇〇〇、〇〇	八七、五三六、三三	△五四、五三六、三三
第一日 土地購買	一〇〇、〇〇〇、〇〇	八七、五三六、三三	△一三、四六三、六七
第二日 宿舍建設費	一五〇、〇〇〇、〇〇	〇	△一五〇、〇〇〇、〇〇
第四款 不動産銷却基金	〇	〇	〇
第五款 災害補填基金	〇	〇	〇
第六款 図書銷却基金	〇	〇	〇
第七款 教職員退職基金	〇	〇	〇
第八款 營繕費引費金	〇	〇	〇
支出 臨時部 計	三三〇、〇〇〇、〇〇	一三三、〇〇〇、〇〇	△一九七、〇〇〇、〇〇
支 出 合 計	一、二四三、〇〇〇、〇〇	一、〇三六、〇〇〇、〇〇	△二〇七、〇〇〇、〇〇

收支差引殘金貳拾壹萬貳千六百六拾九圓貳拾六錢

內 金貳拾萬圓 基本財産積立
 金壹萬貳千六百六拾九圓貳拾六錢 次年度繰越

法學新報社

科 目	予 算 額	決 算 額	増 減
收入 雜誌売捌代	一〇、〇〇〇、〇〇	一三、三七七、〇七	三、三七七、〇七
第一項 雜誌売捌代	一〇、〇〇〇、〇〇	一三、三七七、〇七	三、三七七、〇七

第二項 雜收	五〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	△	一八,〇〇〇
第三項 補助金	四,八〇〇,〇〇〇	四,八〇〇,〇〇〇	〇	〇
支 出 額	一五,七四〇,〇〇〇	一六,五八〇,〇〇〇	△	八四〇,〇〇〇
第一項 諸給與	五,一四〇,〇〇〇	五,三九〇,〇〇〇	△	二五〇,〇〇〇
第二項 出版費	九,〇〇〇,〇〇〇	九,九七四,一八〇	△	九七四,一八〇
第三項 郵便費	二五〇,〇〇〇	三三六,三六〇	△	三三六,三六〇
第四項 廣告及雜費	一,三〇〇,〇〇〇	九六七,三三〇	△	三六二,六七〇
收支差引殘金	千八百九拾七圓六拾錢	次年度繰越		

中央大学商業学校

收 入 額	予 算 額	決 算 額	増 減
第一款 生徒収入	三,一七〇,〇〇〇	四,〇四七,三〇六	九,三〇七,三〇六
第二款 授業料	二七,七〇〇,〇〇〇	三,一九〇,七五五	四,五〇九,二四五
第三款 入学考査料	二〇,〇〇〇,〇〇〇	五〇,七〇五,七五五	三〇,七〇五,七五五
第四款 基本金利息	四,四〇〇,〇〇〇	八〇〇,〇〇〇	五,二〇〇,〇〇〇
第五款 雑収入	五〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇	三,九五〇,〇〇〇
第六款 前年度繰越金	〇	三,六五三,六六九	三,六五三,六六九
支 出 額	三,一七〇,〇〇〇	四,六九五,三三〇	一,四八五,三三〇
第一款 校 費	三,〇六〇,〇〇〇	三,二二四,四一〇	一六四,四一〇
第二款 職員及雑給	三,六〇〇,〇〇〇	三,二二四,四一〇	三,七六,五九〇
第三款 教 員 給	一六,五〇〇,〇〇〇	一三,四四三,〇五〇	三,〇五六,九五〇
第四款 諸 費	一〇,五五〇,〇〇〇	六,七四一,一六〇	三,八〇八,八四〇
第五款 予 備 費	五〇〇,〇〇〇	〇	五〇〇,〇〇〇

收支差引殘金壹万七千貳百六拾圓五錢
 内金壹万四千七百圓
 商業学校基本金
 金貳千五百六拾圓五錢
 次年度繰越

貸借対照表

土地及建物	二,五〇一,三〇五,五五〇	基本財産	三,八二一,九三三,三五〇
什器	八三,一三〇,〇〇〇	特別資金	六,三九六,七四〇
図書	三〇〇,〇〇〇,〇〇〇	文庫資金	一五,二二〇,一〇〇
有価証券	一,八八,七〇四,三〇〇	原奨学資金	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇
御下賜金預金	六,二九六,七四〇	馬場奨学資金	七〇,〇〇〇,〇〇〇
出版物	二,三三三,〇〇〇	基金寄附金	六七,〇〇〇
法学新報代未収入金	二六六,八五〇	創立五十周年記念事業寄附金	九,〇〇四,〇〇〇
学生貸費未回収金	三,二四六,五〇〇	不動産償却基金	三三〇,〇〇〇,〇〇〇
諸線替金	六,五七〇,〇〇〇	図書償却基金	一八〇,〇〇〇,〇〇〇
預金及現金	二,二四,九八八,七九〇	災害補填基金	五〇,〇〇〇,〇〇〇
仮払金	五〇四,六五〇	教職員退職基金	四九,一〇〇,〇〇〇
綜合運動場建設費	一一〇,五一一,五五〇	管繕費引当金	二二,〇〇〇,〇〇〇
		図書館敷地購入引当金	三,〇〇〇,〇〇〇
		商業学校基本金	六六,六四〇,〇〇〇
		商業学校繰越金	二,五〇〇,〇五〇
		法学新報社繰越金	一八七,七六〇
		借入金	一〇八,五五五,三三〇
		仮受金	四九,八八一,六六〇
		学生会勘定	一三,九三三,一四〇
		原奨学資金収益勘定	一〇,二〇八,五五〇
		馬場奨学資金収益勘定	六,九六八,〇〇〇
		教練勘定	一〇,九七一,一五〇
		奉公団収入勘定	一〇,五五五,〇〇〇
		著書代金	四三四,六一〇
		其他財産	七六六,四四四,〇〇〇
合 計	七,一〇六,三三七,七六〇	合 計	七,一〇六,三三七,七六〇

収入臨時部

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
第一款 前年度剰余金繰入	0	5,000	△5,000
第二款 一時借入金	0	25,000	△25,000
収入臨時部計	0	30,000	△30,000
収入合計	97,000	1,144,300	△1,047,300

支出經常部

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
第一款 中央大学校費	871,200	831,150	△40,050
第二項 教場費	43,350	43,350	0
第一目 給料	8,000	6,000	△2,000
第一目 事務員給	8,000	6,000	△2,000
第三項 諸給	40,000	37,350	△2,650
第一目 手当	27,000	24,000	△3,000
第二目 諸備給	13,000	13,350	△300
第四項 備品費	12,000	13,000	△1,000
第一目 什器雜品費	10,000	10,000	0
第二目 図書費	2,000	3,000	△1,000
第三目 診療器械費	0	10,000	△10,000
第五項 消耗品費	50,000	48,450	△1,550
第一目 印刷費	30,000	33,000	△3,000
第二目 印刷費	17,000	15,450	△1,550
第三目 通信運搬費	5,000	10,000	△5,000
第六項 研究費	10,000	10,000	0
第七項 生徒諸費	141,500	130,000	△11,500
第一目 奉公団補助	40,000	40,000	0
第二目 給費及貸費	33,000	33,500	△500
第三目 教練費	35,000	15,000	△20,000
第四目 医務衛生費	27,000	6,000	△21,000
第五目 其他諸費	36,500	36,500	0

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
第八項 修補費	3,000	3,000	0
第九項 保險料	2,500	2,500	0
第十項 雜費	5,800	4,000	△1,800
第一款 財団諸費	18,000	18,000	0
第二項 會議費	7,000	7,000	0
第三項 補助費	1,000	1,000	0
第四款 予備費	6,300	6,300	0
第一項 法学新報社補助費	4,800	4,800	0
第二項 經濟商業論纂補助費	1,500	1,500	0
支出經常部計	96,500	93,800	△2,700

支出臨時部

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
第一款 負債償還金	5,500	5,500	0
第二款 教職員退職手当	15,000	15,000	0
第三款 營繕費	0	300,000	△300,000
支出臨時部計	20,500	310,500	△290,000
支出合計	97,000	1,144,300	△1,047,300

法学新報社

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
第一項 雜誌売捌代	15,700	15,700	0
第二項 雜收	10,000	10,000	0
第三項 補助金	500	500	0
支 出	4,800	4,800	0
第一項 諸給	15,700	15,700	0
第二項 出版費	5,100	5,100	0
第三項 郵便費	9,000	9,000	0
第四項 廣告及雜費	1,300	1,300	0

中央大学商業学校

科目	収入額	予算額	前年度予算額	増減
収入				
第一款 生徒収入	三、一七〇	三、一七〇	三、一七〇	〇円
第一款 授業料	二七、〇〇〇	二七、〇〇〇	二七、〇〇〇	〇円
第二款 入学検査料	二八〇	二八〇	二八〇	〇円
第三款 基本金利息	三、四三〇	三、四三〇	三、四三〇	〇円
第三款 雑収入	五〇	五〇	五〇	〇円
支出				
第一款 校費	三、一七〇	三、一七〇	三、一七〇	〇円
第一款 職員給及雑給	三〇、六五〇	三〇、六五〇	三〇、六五〇	〇円
第二款 教員給	一六、五〇〇	一六、五〇〇	一六、五〇〇	〇円
第三款 諸費	一〇、五五〇	一〇、五五〇	一〇、五五〇	〇円
第二款 予備費	五三〇	五三〇	五三〇	〇円

追申書

昨年十二月提出セシ学則改正案ニ附更ニ追申スルコト左ノ如シ

旧学則ノ儘トセバ

昭和十七年度ニ於ケル授業料

合計百貳拾六万七千五百四拾四円トナリ昭和十六年度決算額百四拾万五千六百四拾六円ニ比シ拾参万八千百零貳円ノ減少トナル

昭和十八年度ニ於ケル推定授業料ハ

合計約百五万参千余円トナリ昭和十六年度決算額ニ比シ参拾五万貳千余円ノ減少トナル

昭和十九年度ニ於ケル推定授業料

(注記9)

合計約九拾五万五千余円トナリ昭和十六年度決算額ニ比シ四拾五万四千余円ノ減少トナル
昭和二十年年度ニ於ケル推定授業料ハ

合計約九拾壹万四千余円トナリ昭和十六年度ニ於ケル決算額ニ比シ四拾九万千余円ノ減少トナル

之ト反比例シ支出ノ部ニ於テハ校費

昭和十六年度予算額ハ八拾壹万参千五百十円、昭和十七年度予算額ハ八拾七万(七)千六百円、昭和十八年度予算額九拾参万参千六百円トナル

昭和十九年度以降ハ従来ノ統計ニ徴セバ最低年々五万円内外ノ逓増ヲ免レズ

昭和十八年度ニ於テ四月以降教職員講師ニ対シ戦時臨時手当トシテ一割ノ給与ヲ増給セリ此給額約六万円ニ対スル予算不足額ハ予備費ヲ以テ充当スル考ナリ

以上説明セル如ク授業料収入ハ昭和十七年度以降逓減シ昭和二十年年度ニ至リ昭和十六年ニ比シ四拾九万参千余円ノ減少トナリ支出ハ之ニ反シ昭和十七年度以降逓増シ昭和二十年年度ニ至リ昭和十六年度ニ比シ貳拾貳万参千余円ノ増加トナリ収入減支出増併セテ七拾壹万参千余円ノ差減ヲ来ス事トナリ此上臨時費支出ノ加ハル時ハ現学則規定ノ授業料ニテハ到底経営不能トナルノミナラズ現在ノ経済状態ニシテ推移セバ昭和二十年年度以降更ニ或程度ノ増額ヲ申請スルカ若クハ適當ノ経営方法ヲ案出スルノ外ナキ状態ニ有之候

右之次第ニ附昨年度提出セル学則改正案ヲ至急御詮議相成度

右追申ス

昭和十八年四月十日

神田区駿河台三丁目九番地

中央大学々長 林 頼三郎 印

文部大臣 橋田邦彦殿

(注記1)

〔抹消〕
〔施行前要再回〕

(注記2)

〔完結〕

(注記3)

〔記録掛/18・8・19/受領〕

(注記4)

〔一四〕(簿冊内件名番号)

(注記5)

〔25
3015
5011〕

(注記6)

〔文部省/昭18・1・6/東専〕

(注記7)

〔昭和17年12月28日/午学第一二、六二八号/東京府經由〕

(注記8)

〔東京府/昭和17・12・22/收受〕

(注記9)

〔一字訂正印〕

(下札)

〔付表〕

④種別 わ一ノ四/連繫 /登録追加

〔抹消〕

〔加筆〕

件名

東京府

經由、中央大学学則中変更認可〔附昭和十六年度大学収支決算及昭和十七年度大学収支予算〕/番号 /結了年月日 昭一八、〔四〕
〔三〕〔三〇〕/保存年限 ムキ/枚数

〔自大13年5月至昭22年3月
中央大学 第5冊
文部省⑦ 3A, 9-2, 109〕